

## 高鍋町国民健康保険運営協議会委員公募要領（補欠委員）

### 1 目的及び所掌事務

国民健康保険法第11条の規定により国民健康保険運営協議会を設置する。

協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項（予算・決算・税率・保健事業等）について町長の諮問に対して審議し、その結果を町長に答申する。

### 2 応募資格

- （1）高鍋町国民健康保険の被保険者のうち、20歳以上74歳以下のもの
- （2）本町の他の審議会等の委員でない者
- （3）平日（夜間）に開催する会議に参加できる者
- （4）国及び地方公共団体議員又は常勤の国家公務員及び地方公務員でない者

### 3 募集人員

公募による委員定数は、1名とする。

### 4 選任時期及び任期

令和6年5月22日から令和7年6月30日（前任者の残任期間）とする。ただし、再任は妨げない。

### 5 報酬

1回の出席につき、2,750円の報酬を支給する。

### 6 応募方法

応募用紙（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、下記の応募先に郵送、FAX、電子メール又は持参により応募する。

### 7 募集期間

令和6年5月10日（金）まで（必着）

### 8 選考方法

原則として書類選考とし、必要に応じて面接等を行う。

### 9 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知する。

### 10 応募申込書の取扱い

提出された応募申込書は、返却しないものとし、協議会委員の公募以外の目的には使用しないものとする。

### 11 応募先・問合せ先

高鍋町大字上江8437番地 高鍋町役場健康保険課国保・高齢者医療係

電話 0983-26-2007 FAX 0983-23-6303

電子メール kenkouhoken@town.takanabe.lg.jp